

児童福祉分科会の設置について

児童福祉法第 8 条第 3 項の規定により必置とされている「児童福祉審議会」として、児童福祉に関する事項について調査・審議する児童福祉分科会及び児童福祉分科会に紐づき専門の事項を調査・審議する 3 つの部会を設置することを以下のとおり提案いたします。

1 児童福祉分科会及び児童福祉分科会に設置する部会

児童福祉分科会

設置根拠：児童福祉法第 8 条第 3 項の規定により設置

委員構成：20 名程度（特別委員含む。）

児童支援・里親部会

委員構成

6 名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容

- 児童を児童福祉施設等に入退所させる措置に関する適否
- 被措置児童等虐待に関する届出・相談・通告の受理や講じた措置等
- 一時保護の実施に関する適否の審査
- 里親に関する適否の審査
- 児童相談所の業務評価 等

市営保育所移管先選定部会

委員構成

6 名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容

- 市営保育所の民間移管に係る移管先法人等の募集要項，選定基準及び移管先法人等の選定 等

認可・確認部会

委員構成

6 名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容

- 保育園（所）や認定こども園等の認可に係る，児童福祉法等に定める設置基準への適合状況等の聴取
- 事業の停止や施設廃止を命じる際に，法令違反の内容や法に基づく命令に対する対応措置の状況等を聴取 等